

遠山基金奨学制度募集要項 (2024 年度)

草津夏期国際音楽アカデミー&フェスティバル創設者のひとりであり、1990年から2009年まで音楽監督を務めた故遠山一行氏の強い遺志に基づき、当アカデミーマスタークラスの受講を希望する若い音楽家を支援するためにこの基金が設立されました。基金の運営は群馬草津国際音楽協会によって運営されています。

奨学金制度の概要

1) 奨学金給付額

マスタークラス受講料免除および奨学金として1名につき200,000円または100,000円を授与。

2) 奨学期間

2024年8月17日(土)～30日(金) ※奨学期間中、群馬県草津町に滞在すること。

3) 応募資格

- (1) 草津夏期国際音楽アカデミーマスタークラスを全期間受講する者
- (2) 年齢不問
- (3) 向学心に富み、学業優秀であり、品行方正である者
- (4) 故遠山一行氏の遺志を継いで、音楽の道を志す意思を強く持ち、音楽文化の発展・進行に寄与する意思のある者
- (5) 学資の支弁が困難と認められる者
- (6) 過去に当財団の奨学金制度を利用していない者

4) 支給停止の要件

- (1) 受講が取りやめとなったとき
- (2) 全期間の参加ができなくなったとき(マスタークラス、コンサートの鑑賞も含む)
- (3) 傷病、疾病などのため受講の見込みがなくなったとき
- (4) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (5) 上記のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (6) その他奨学生としての資格を失ったとき

※学業が不良のとき、また法律を犯す行為だけでなく、倫理・道徳観念上、奨学生として不適切な行為があった場合は、給付額減額または給付停止となることがあります。

応募方法

1) 応募方法

- ・公式ホームページ「アカデミー・奨学制度のご案内」内の「遠山基金奨学制度申込フォーム」にてオンラインで申込みをしてください。
- ・応募者本人が入力してください。

2) 応募書類

- ・「遠山基金奨学制度申込フォーム」内に下記の1・2を入力し、3・4・5(5は該当者のみ)は添付してください。

※あらかじめご準備の上、ご記入いただくことをお勧めいたします。

【提出物詳細】

1. 映像音源

- ・6ヶ月以内に撮影した、演奏している様子がわかる10分程度の映像音源（曲目は自由）をYouTubeに限定公開し、URLを申込フォームの所定の欄に入力すること。

※ 入力されたURLが閲覧できない場合は、審査対象外になります。

2. 応募動機（800字程度）

- ・申込フォームの所定の欄に、「なぜ奨学金を受けて参加するのか」を具体的に記入すること。

3. 写真

- ・応募前6ヶ月以内に撮影したもの。上半身正面、顔がわかるもの。
- ・正方形サイズに切り抜きしてご用意いただき、ファイル名にご自身の氏名をローマ字フルネームで入力し（例：写真__Hanako Kusatsu）、JPEGファイルにて申込フォームの所定の欄に添付すること。

4. 推薦状（応募者の現在、または過去の指導者）

- ・推薦状は当財団の指定様式を使用し、推薦者が自筆で署名すること。
- ・ファイル名にご自身の氏名をローマ字フルネームで入力し（例：推薦状__Hanako Kusatsu）、PDFファイルにて申込フォームの所定の欄に添付すること。

5. 他の奨学金、助成金の有無 ※該当者のみ

- ・2024年4月～2025年3月にかかる期間で受給が有る場合は、支給団体名、期間、金額等を証明する写しを添付すること。
- ・ファイル名にローマ字フルネームで入力し（例：他奨学金__Hanako Kusatsu）、PDFファイルにて申込フォームの所定の欄に添付すること。

※不備のある応募は受理できません。

※提出された情報は、当財団の事業を遂行する目的以外には一切使用しません。

※提出されたデータは返却しません。

3) 応募期間

2024年5月9日（木）12:00 ～ 5月16日（木）16:00

選考及び採用並びに奨学金の給付について

1) 選考

提出書類、資料映像を基に審査し、採用は選考委員会を経て、音楽監督および担当教授が決定します。

2) 選考結果通知・採用

合否に関係なく6月初旬までに選考結果通知を郵送にてお送りします。

その通知をもって内定とし、当財団指定の「確認書」と2024年4月1日以降に発行された「在学証明書」（学生でない場合は「住民票の写し」）の提出をもって正式採用とします。

3) 奨学金の支給時期

原則として、開講式後に半額、期間終了後に残り半額を奨学生本人の銀行口座へ振込支給します。

4) 採用予定人数

2024年度：2名

特徴

奨学金は給付とし、返済の義務はありません。

奨学生の義務

奨学生は以下に定める義務を履行する必要があります。

- (1) 奨学生は、募集要項に規定された内容を遵守し、資格条件に抵触することがあれば速やかに申し出ること
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を当事務局へ届け出ること
 1. 受講が困難になったとき
 2. 氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき
- (3) 音楽祭期間中の当財団主催の行事に全て参加すること

【問い合わせ先】

公益財団法人 群馬草津国際音楽協会

草津夏期国際音楽アカデミー事務局

Tel:03-5790-5561 / Fax:03-5790-5562 / E-mail:info@kusa2.jp